

介護保険の住宅改修費支給の流れ

山鹿市では、令和7年度より介護給付費適正化のため、住宅改修事業・福祉用具購入について、理学療法士等の専門職による審査(申請書類・現地確認)を行っております。

住宅改修の目的は、対象者(被保険者)本人が、住み慣れた家で自立した生活を送れるようにすることです。

それを可能にするために必要なことは、日常生活動作を容易にすることです。

※「日常生活動作」とは、食事・排泄・入浴・外出などに関する移動や介助といった必要最小限の生活動作のことです。

介護保険の住宅改修は、本人の日常生活上の起居や移動等の基本的動作を目的として設置される段差の解消や手すりの設置などの改修が給付の対象となります。

仕事や趣味等、個人に特化した改修については支給対象となりません。個人資産の形成につながる面から、受益の均衡を考慮し、必要以上に広い範囲や高価な材料も支給対象となりません。

【住宅改修工事の前に必要な手続き】

1 要介護認定を受ける



介護保険の認定申請を行い、要介護認定(要支援もしくは要介護)を受ける必要があります。

2 住宅改修について介護支援専門員(ケアマネジャー)等に相談する



本人やその家族、ケアマネジャー、地域包括支援センター職員、施工業者等、時には理学療法士等の専門家にも意見を求め、身体状況や生活状況、住環境を踏まえたうえで、住宅改修の内容を十分に検討してください。

※受領委任払いを希望される場合は、事前申請書の提出前に市に確認してください。

(条件あり)

3 事前申請(審査)



山鹿市役所長寿支援課介護サービス係(以下、介護サービス係)の窓口に必要な書類を提出し、確認を受けてください。(各市民センターは、書類の受取のみになります。)

※原則、書類の提出等はケアマネジャー、地域包括支援センター職員が行います。

<必要書類> ①～⑥は必須、⑦は対象の方のみ。

①	住宅改修費事前申請書(償還払い・受領委任払い共通) 記入が必要な項目はすべて記載してください。
②	住宅改修が必要な理由書
③	工事費見積書・内訳書(材料費等のカタログの写し含む)



④	図面(家全体および施工箇所がわかる平面図)
⑤	改修箇所ごとの工事前写真(写真の中に日付が入っているもの)
⑥	ケアプラン(住宅改修のみ利用の場合は相談記録等で可)
⑦	承諾書(住宅の所有者が本人でない場合のみ)
その他、住宅改修の確認に必要な書類の提出を依頼することがあります。	

介護サービス係で、本人の心身の状態や住宅の状況について書類審査を行います。

審査は、2週間程度かかりますので予めご了承ください。

※改修内容に不明な点や必要性の疑義等があった場合は、再検討の依頼を行います。また、
現地を確認することが適切と判断されるものについては現地調査を行います。

4 承認



承認を受けられたら、施工業者に工事着工を依頼してください。

審査結果は、申請提出者(担当のケアマネジャー、地域包括支援センター職員)へ書面でお知らせします。(事前申請書類一式は返却しません)

5 住宅改修工事の施工



承認結果を受け、申請内容に沿って適正に工事を行ってください。

やむを得ず、工事の内容に変更が生じた場合は必ず介護サービス係へ連絡してください。

(連絡なしに工事を行った場合、支給対象外とする場合があります。または、変更となった理由について理由書と見積の提出を求めることがあります)

【住宅改修工事の後に必要な手続き】

6 改修工事完了

7 利用者負担分の支払い



工事完了後、利用者は負担額(※)を施工業者に支払い、領収書を受け取ってください。

※償還払いの場合→工事費用の全額、受領委任払いの場合→工事費用の1～3割

《償還払い》

利用者がいったん費用の全額を施工業者に支払い、後に7～9割分の支給を受ける仕組み

《受領委任払い》

利用者が施工業者に自己負担分(費用の1～3割)のみを支払い、施工業者は市から直接7～9割分の支給を受ける仕組み(事前に施工業者と市で契約が必要)

8 住宅改修費支給申請書の提出

介護サービス係の窓口に必要な書類を提出してください。（各市民センターは、書類の受取のみになります。）

※書類の提出等は担当のケアマネジャー、地域包括支援センター職員が行います。

＜必要書類＞ ①～④は必須、⑤は対象の方のみ。

①	住宅改修費支給申請書（償還払用もしくは受領委任払用） <u>振込口座情報を含め、記入が必要な項目は全て記載してください。</u>
②	領収書（ <u>※必ず原本を持参ください。</u> 写しを取りその場で返却します。）
③	改修箇所ごとの工事前と工事後の写真 （写真の中に日付が入っているもの）
④	住宅改修工事完了確認書 （確認した旨の居宅介護支援事業者等の署名が必要）
⑤	委任状（口座名義人が被保険者と異なる場合）

※書類に不備があった場合は、介護サービス係から連絡します。

9 支給額の決定・指定口座への振込

介護サービス係から支給対象者（施工業者または利用者）へ決定通知書を送付しますので確認してください。※支給申請書提出後、振込まで2～3か月程度かかります。

介護保険住宅改修に関する問い合わせ先

山鹿市役所 長寿支援課 介護サービス係 TEL43-1180